争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会　阿部　由紀子　執行委員長から、令和８年１１月２日、労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第３７条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和２１年勅令第４７８号）第１０条の４第１項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

令和８年１１月２日

茨城県知事　　大井川　和彦

１　事　　件

年末一時金に関する事項等

２　争議行為の日時

令和８年１１月１３日（金）午前零時以降、要求書解決に至る間。

３　争議行為の場所

「かたくり労働組合」

（1）	水戸市河和田町４５１６－１	介護老人保健施設ナージングホームかたくり
（2）	水戸市河和田町４５１６－１	グループホームかたくり
（3）	水戸市酒門町４２３１－２	ケアハウスみと
（4）	水戸市住吉町５７－２	ヘルパーステーションけやき・南部第一高齢者支援センター
（5）	水戸市大塚町１７６３－９	かたくりの家

「茨城県厚生連労働組合（茨厚労）」

（1）	水戸市宮町３－２－７	総合病院　水戸協同病院
（2）	高萩市上手綱上ヶ穂１００６－９	県北医療センター　高萩協同病院
（3）	土浦市おおつ野４－１－１	総合病院　土浦協同病院
（4）	土浦市真壁新町２－１７	土浦協同病院附属真壁診療所
（5）	取手市本郷２－１－１	ＪＡとりで総合医療センター
（6）	猿島郡境町２１９０	茨城西南医療センター病院
（7）	結城群八千代町菅谷１１７０－１	茨城西南医療センター病院附属八千代診療所
（8）	行方市井上藤井９８－８	土浦協同病院なめがた地域医療センター
（9）	水戸市梅香１－１－４	茨城県厚生農業協同組合連合会（本所支部）
(10)	土浦市おおつ野２－２－１０	土浦市協同病院附属看護専門学校

4　争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5　本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

（1）かたくり労働組合　　執行委員長　黒澤　圭祐

（2）茨城県厚生連労働組合　　中央執行委員長　宇留野　正志